

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	乙	第	号
------	---	---	---	---

氏 名 李 竜賢

論 文 題 目

中国における国家賠償法
—政策的救済と法的救済が構成する国家賠償制度—

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院法学研究科教授 市橋 克哉
名古屋大学大学院法学研究科教授 紙野 健二
名古屋大学大学院法学研究科教授 稲葉 一将

論文審査の結果の要旨

【本論文の要旨】

1 日本では、行政救済制度を構成するものとして、行政活動によって国民が受けた損害または損失を補填する国家賠償、そして、行政庁の処分への効力に関する争訟を中心とする行政争訟（行政不服審査と行政事件訴訟）がある。しかし中国では、長年にわたり行政復議（行政不服審査）・行政訴訟および国家賠償が構成する行政救済の制度もそれを支える理論もなく、日本等先進資本主義諸国のそれと個々の制度は、確かに形式上は類似のものに見えるが、その内容をみると、そこには異なる特徴が多くある。これは、中国の歴史に制約されたものであるが、本論文は、この中国においても、行政救済制度の確立を目指すという長期の展望をもちつつ、この行政救済制度を構成する諸制度の一つである国家賠償について、行政監督の制度から公民の権利を保護する制度へ、すなわち、行政救済制度の一つへと制度変化するプロセスを探究するものである。

2 まず、本論文は、中国において、国家賠償に関する制度もそれを支える理論も存在しなかったことについて、歴史を概観することで確認する。中国では、長い間、市民社会の基本法である民法が存在しなかった。この民法不在の中で、中国独自の政策的救済が生まれる。この政策的救済を行う行政監督制度の一つとして、国家賠償法とその訴訟法は、行政法と行政訴訟法に属する制度として生成・発展するという歴史をたどる（第一章および第二章）。

すなわち、同様に、行政監督制度として生成・発展した行政訴訟とともに、この歴史の制約のなかで登場する国家賠償訴訟は、中国では、行政訴訟（広義）を構成しており、日本等先進資本主義諸国のように、国家賠償法は民法不法行為法から進化したものではなかったのである（なお、刑事補償も、中国では国家賠償の一種として国家賠償法のなかに設けられている。）例えば、国ではなく人民公社・単位が損害賠償責任の主体となって一定の生活補償を行う。また、裁判ではない信訪・紀律検査制度による救済が行われていたのである。

しかし、本論文のこうした歴史的な経路依存を重視する分析アプローチとは異なり、従来の研究は、中国の国家賠償について、もっぱら改革・開放後の法制度整備を分析・検討するものであった。この結果、従来の研究にあっては、中国の国家賠償は、先進資本主義諸国のそれとの差異は指摘されるとはいえ、先進資本主義諸国のそれとともに、共通の普遍的な法的救済としての国家賠償制度に属するものと考えられたのである。この点で、本論文が重視する政策的救済とそれが現在の国家賠償制度に及ぼしている影響、そして、この歴史の制約から生まれた中国に特殊な制度について、従来の研究は十分な関心を払わなかったことが指摘される。

3 次に、このような歴史の制約のなかで、政策的救済から生まれたという視角から中国の国家賠償を分析・検討する本論文は、中国で初めて制定された国家賠償法（1994年）のなかに導入された機関賠償制度に注目する。これは、中国においては、先進資本主義諸国の制度とは異なり、なぜ、機関賠償制度（特殊性）というものが登場したのかについて追究するものである（第3章および第4章）。

中国国家賠償法が設けた機関賠償制度は、「国家賠償」という名称は掲げるものの、各級の行政機関が賠償責任を果たすという制度である。国家賠償法の施行により、確かに、これまでの人民公社および単位が政策的救済の責任主体となって金銭的な救済を行うという制度は否定された。しかし、この新しい制度では、依然として国ではなく、行政機関が損害賠償責任を負う。そして、当該行政機関は、同時に、自らに所属する公務員に対して監視・監督の職責を果たすという制度である。すなわち、

論文審査の結果の要旨

本論文は、中国の国家賠償法について、旧い政策的救済の特徴を維持しつつ、新しい法的救済へと変化する過渡期の制度として位置付けているのである。

そして、本論文は、自らの分析・検討を通して、中国における新しい機関賠償制度が、なおも国家それ自身の法人格とその責任を否定するものとなっているというところに、過渡期にある中国の国家賠償制度の特殊性をみいだすのである。この特殊性に注目するとき、機関賠償制度は、新しい法的救済の目標である先進資本主義諸国の国家賠償より、むしろ、中国におけるこれまでの旧い政策的救済に近い制度であり、新しい制度ではなく、この古い制度との共通性をなおも維持するものであることを明らかにしている。

本論文は、中国において今日なお、この新しい制度のなかに旧い制度の維持・継続がみられるという特徴の背景には、人民公社・単位といった生産手段の公有制という社会主義体制の確立にともない、国家が人民の国家であって人民のために奉仕するものであり、人民の利益と国家の利益とは根本的に一致することから、人民の利益を国家が侵害することはない、すなわち、「国家と人民の利益は一致する」という「社会主義イデオロギー」が、基本的に見直されることなく維持されていることにあると述べる。すなわち、この「国家と人民の利益は一致する」という「イデオロギー」が、改革開放後の今日も依然として支配するなかで、国家自身が直接人民の利益を侵害する、人民に損害を及ぼす不法行為を行うことはありえないと考えられることから、中国では、国家自身が直接損害賠償責任を負うという国家賠償制度を設けることが否定されていることを明らかにしている。

また、中国では中ソ対立の結果ソ連との学術交流が断絶し、スターリン時代のソビエト法は刷新されないまま中国の法学界を支配したが、中国において、機関賠償制度を設けることを正当化したイデオロギーとなり、そして、中国の国家賠償制度に特殊性を刻印することとなった考え方、すなわち、国家と人民の利益が一致するという考え方も、この旧いソビエト法の継受以来のものであった。改革開放後の今日なお、国家賠償法という新しい制度のなかには、このソビエト法の旧い考え方が充填されていることについても、本論文は指摘している。

本論文によって焦点があてられた政策的救済の特徴が、国家賠償法のなかに機関賠償制度として埋め込まれることで、維持され再生産されていることについても、従来の研究は、先進資本主義諸国の国家賠償制度との共通性に主な関心を向ける結果、看過して注目しないか、あるいは、制度の形式的な説明だけを行なっている。すなわち、本論文は、この機関賠償制度が有する歴史的制約の意義とそこから派生する特殊性について、従来の研究がその分析・検討を行ってこなかったことを指摘している。従って、この点でも、機関賠償制度に焦点をあてる本論文の分析・検討は、従来の研究が看過した中国の国家賠償制度が有する重要な特殊性をみだしこれを明らかにするという点で、独自の新しい視点からの考察を行うものとなっている。

4 新しい国家賠償法は、先進資本主義諸国の国家賠償制度にあってはその前提となっている「国家法人」や「公法人」の概念を生成・確立させることなく、これらの概念とこれらに基づく制度を否定する「イデオロギー」の枠内における法改革の成果の一つとして、中国では位置付けられている。そして、「国家法人」や「公法人」に代わって、中国特有の「機関法人」＝行政主体論が生み出されていることを、本論文は確認する。この機関法人＝行政主体論が、損害賠償について、国家自身ではなく、もっぱら行政機関にその責任を負わせることを正当化しているのである。しかし、本論文は、こ

論文審査の結果の要旨

の理論とそれに基づく制度のなかには、同時に、国家自身の責任について、これを展望することができる徴候的な契機も内包されていることに注目する（第4章から第7章）。

その一つは、1982年憲法が、「国家賠償」という用語を用いていることである（憲法41条3項）。そして、国家賠償法も、「賠償費用は各級人民政府の財政予算に編入する」（国家賠償法37条）と定めていることである。本論文は、憲法および国家賠償法のこれらの規定の書きぶりから、個々の行政機関が損害賠償責任を負うのではなく、より広く、かつ、上位にある政府が、政府全体として賠償責任を負う仕組みを設ける可能性についても、憲法および国家賠償法が道を開いていることを指摘する。すなわち、国家賠償法において賠償義務を負う主体が、現在の中国の支配的学説が言うように個々の行政機関である必要はなく、政府、そして、さらには国家自身が賠償義務を負う主体となることも可能であると主張するものである。

二つ目は、行政組織の外に事務がアウトソーシングされたが、引き続き行政職権を行使する組織（法人）については、自らが被告となって直接賠償責任を負うことが定めていることである（行政訴訟法25条4項）。すなわち、行政職権を行使する者であっても、国以外の法人については、自ら賠償責任を負うことを認めているのである。この考え方を広げ、一貫させるならば、行政職権を行使する法人が、政府、さらには国家である場合についても、自ら賠償責任を負うという先進資本主義諸国と共通の国家賠償制度へと進化する道を展望することができると、本論文は主張する。

従って、この二つの制度変化・進化を促す徴候的な用語、仕組み、考え方に注目して、本論文は、中国においても、将来、国家が直接賠償責任を負う行政主体となる可能性を孕んでいるとみているのである。そして、そのときには、この制度を支える「国家法人」および「公法人」という概念の確立についても、展望することができるだろうと考えている。この視角からみると、中国の国家賠償制度が有する特殊性のなかにも、先進資本主義諸国の国家賠償制度との共通性・普遍性が生成・発展する萌芽を徴候的にみることができると述べている。

5 本論文は、このように現在の中国の理論とそれに基づく制度のなかに、機関賠償を克服して国家自身の責任を展望しうる徴候的な契機の内包をみるものである。しかし、この国家の賠償責任制度を実現するためには、今日の中国にはいくつかの解決すべき問題があることにも、本稿は留意する。

すなわち、例えば、司法が共産党および政府より劣位にあり弱い権力であるという問題、これに起因する公民の司法に対する信頼の欠如という問題、そして、自らの権利の回復や金銭による賠償より、責任を有する幹部に懲罰を科すことで溜飲を下げ満足するという伝統的な法意識によって、公民が信訪および紀律検査制度という古い政策的救済の制度に期待をよせるという諸問題があげられている。とくにこの信訪制度および紀律検査制度が、公民からみると、紛争を司法よりも適切に処理・解決する役割を果たしているという問題を重視する本論文は、政策的救済の特徴をもちつつも法的救済への変化のなかにある新しい国家賠償が、司法そのものの力のなさや公民の信頼のなさによって今日なお十分な役割を果たせないでいるなかで、古い政策的救済の制度である信訪制度および規律検査制度が、前者の新しい制度に代替したり、これを補完したりしている点に注目する。そして、本論文は、この新旧二つの制度が接合することで構成された独特の国家賠償の法システムに注目して、新しい国家賠償が、国家の賠償責任制度へと進化する道を探っている（第6章および第7章）。

それは、先進資本主義諸国の国家法人論を導入して、直ちに国家の賠償責任制度を確立することを

論文審査の結果の要旨

目指すのではなく、本論文が述べる接合した新旧二つの制度の相互補完の過程のなかで、新しい法的救済制度である国家賠償を徐々に大きく強くし、公民の信頼を高めていく道であると、本論文は述べる。それは、権力統合原則に基づく最高権力機関である人大（全国および地方）に「国家賠償委員会」を設け、この委員会が裁判所による国家賠償を補完する、すなわち、人大の委員会が、裁判手続に先だっただけでなく・調停を行ったり、裁判所による賠償命令に基づいて行政機関に代位して賠償金の支払いを決定・実施したりするという「人大賠償」の制度を新たに創設するというものである。これは、弱い裁判所による国家賠償に、強い人大の「国家賠償委員会」による「人大賠償」を接合することで、機関賠償を克服して、国家の賠償責任制度の確立へ向けた橋頭保とすることを、本論文は提案するものである。これもまた、司法だけでなく人大が有する特殊性のなかに、先進資本主義諸国との共通性・普遍性をみだし、そこに、国家自身が賠償責任を負うという国家賠償制度の生成を促す制度改革をみるものである。

【本論文の評価】

1 本論文は、まず、国家賠償が、日本のように民法および民事訴訟法ではなく、なぜ行政訴訟とともに広義の行政訴訟のなかにある制度なのかという、中国に特殊な問題を提起しそれに答えるものである。それは、歴史的にみるならば、国ではなく人民公社・単位が損害賠償責任の主体となって政策的な補償が行われたり、裁判ではない信訪・紀律検査制度による政策的な救済が行われたりしてきたところに起因するものあることを明らかにしている。本論文のこうした歴史的な制約を重視するアプローチは、従来の研究が、中国の国家賠償について改革・開放後の法制度整備を分析・検討するものとは異なるものとなっている。従来の研究にあつては、中国の国家賠償は、先進資本主義諸国のそれとともに、共通の普遍的な法的救済としての国家賠償制度に属するものと考えられたのである。この点で、従来の研究が十分な関心を払わなかった中国に特殊な制度のあり方について、とくに、政策的救済とそれが現在の国家賠償制度に及ぼしている影響を分析・検討する本論文は、従来の研究に新たな視角とそれに基づく考察を行うものとなっている。

2 次に、本論文は、国家賠償法のなかに導入された機関賠償制度に焦点をあてる。これは、先進資本主義諸国の制度とは異なり、なぜ、中国では、国家賠償が、国が直接賠償責任を負う制度（普遍性）としてではなく、機関賠償制度（特殊性）として登場したのかを追究するものであり、この機関賠償制度が、やはり中国の歴史的な制約から、国が損害賠償責任を負わない旧い政策的救済の特徴をもっていることを明らかにする。それは、先進資本主義諸国との共通性に関心を向けた従来の研究がやはり看過した論点に光をあて、独自の新しい考察を行うものとなっている。

3 また、中国では、国家賠償制度の前提である「国家法人」や「公法人」の概念とこれらに基づく制度（普遍性）ではなく、なぜ、「機関法人」＝行政主体論が生まれたのかを、本論文は追究する。しかし、この理論とそれに基づく制度（特殊性）のなかに、国家自身の賠償責任（普遍性）を展望しうる徴候的な契機が内包されていることに注目するところに、本論文の意義がある。国家が賠償責任を負うという制度への変化を促す憲法、国家賠償法および行政訴訟法に盛り込まれた徴候的な用語、仕組み、そして、考え方に注目する本論文は、中国の国家賠償制度が有する特殊性のなかに、先進資本主義諸国の国家賠償制度との共通性・普遍性が生成・発展する萌芽を徴候的にみたのである。

論文審査の結果の要旨

4 さらに、本論文は、国家賠償という新しい制度が司法の弱さと公民の司法への信頼のなさによって役割を果たせないなかで、古い制度である信訪制度および規律検査制度がこれに代替したり、補充したりしている点に注目する。それは、新旧二つの制度が存在し、これらが接合することで構成された国家賠償の法システムのなかで、どうすれば、国家の賠償責任という新しい制度を実現することができるかを探るものであり、ここに、本論文の意義がある。それは、国家法人論を導入することで、直ちに国家の賠償責任制度を確立することを目指すものではない。それは、権力統合原則に基づく最高権力機関である人大の委員会があっせん・調停を行ったり、賠償金の支払いを決定・実施したりするという「人大賠償」を新たに創設することで、この目標を実現しようとするものである。人大が有する古い特殊性のなかに、国家の賠償責任制度の生成という新しい共通性・普遍性をみいだす本論文は、一見すると消極的なものとみられがちな特殊性のなかから、積極的なもの＝普遍性＝新しい可能性を取り出し、その生成をさらに促すものとなっているという点で、独自の新奇性を有している。

5 本論文は、従来の業績と比べてこのような優れた諸特長をもつものであるが、次に述べるような問題点を残し、かつ新たな課題もある。その一つは、本論文が取り上げる裁判例の問題である。中国国家賠償の歴史、制度および理論という次元においては、本論文は、先に述べたように、特殊性と普遍性、それらの関係性、とくに、消極的な特殊性のなかから生成する積極的な普遍性の抽出とその生成・発展を分析・検討するという優れた考察を行っている。しかし、これらの実践である裁判例の検討については、本論文は、特殊性がもつばら消極性として顕現する事例を紹介するにとどまっている。資料的な制約があるとはいえ、もし、本論文が、実際の裁判例の次元においても、消極的な特殊性のなかから生成する積極的な普遍性を抽出し、その生成・発展の徴候を現わすような裁判例、例えば、機関賠償のなかに国家の直接的な賠償責任を見いだせるような積極的な裁判例の展開の分析・検討を行うものとなっていると、さらに、本論文の価値は高まったものと考えられる。また、本論文は、中国国家賠償法制の歴史、制度および理論という次元において、古い政策的救済（特殊性）と新しい法的救済（普遍性）という二つの制度、この二つの制度の接合が構成する国家賠償制度の特徴を分析・検討するという優れた考察を行っている。しかし、その考察は、この国家賠償制度に限定されている。すなわち、この国家賠償制度が、中国では行政訴訟制度と接合して一つの広義の行政訴訟制度を構成する法システムとなっている点については、本稿は、このような法システムとして生成・発展するに至った歴史的な特殊性を検討・分析するにとどまっているのである。しかし、その考察が、この国家賠償制度と行政訴訟制度とが接合して一つの行政訴訟法システムとなることで、国家賠償制度がいかなる特徴を有するものとなっているのかにまで及べば、本論文の価値はより高いものとなっただろう。

6 本論文は、上記のように、残された問題点とさらに考察を加え解明するとよい点を含んでいることは確かである。しかし、先に述べたように、中国の国家賠償の歴史、制度および理論という次元において、本論文は、古い政策的救済（特殊性）と新しい法的救済（普遍性）という二つの制度、この二つの制度の接合が構成する国家賠償制度の特徴、それらの関係性、とくに、消極的な特殊性のなかから生成する積極的な普遍性の抽出とその生成・発展を分析・検討するという優れた考察を行っており、これは、高く評価できるものである。

したがって、以上の評価を踏まえ、審査委員は、全員一致で本論文が論文博士学位取得に十分な学術的水準に達しているものと判断した。